



EAEU RoHSにおける適合支援サービス

EAEU RoHS の施行

ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスにて構成される EAEU (Eurasian Economic Union : ユーラシア経済連合) は、電気電子機器に対する RoHS 要求を技術規則「EAEC TR 037/2016」として定め、2018 年 3 月より施行しました。本規則への適合期限は 2020 年 3 月 1 日です。

規則への適合スキームは以下の 2 つがあり自由に選択できます。

- ・ 認証スキーム：認定機関に必要資料の提出や工場などの監査を受けた上で、認証機関による認証書の発行と登録を行います。
- ・ 自己宣言スキーム：自己宣言書・必要資料などの適合を自己で確認した上で、定められた適合登録システムにて資料提出を行い現地代理人によって登録を行います。

EAEU RoHS のサービス内容

UL ではこれまで安全要求に基づく EAC 認証取得サービスとして、申請から認証取得まで一貫サービスを行ってまいりましたが、このたび EAEU RoHS 要求についても UL 環境部門によって自己宣言スキームの書類評価および登録のサポートのため、以下のようなサービスを展開いたします。

- ◇ 概要・要求事項の解説：EAEU RoHS の要求事項をご説明し、適合宣言に必要な書類をご案内いたします
- ◇ 技術文書作成支援：EAEU RoHS にて要求される IEC 63000 (EN 50581) 準拠の技術文書作成を支援します
- ◇ 規制物質の分析試験サービス：EAEU RoHS にて規制された化学物質を試験所にて分析試験を行い、試験報告書を提供します
- ◇ 必要提出資料の評価：EAEU RoHS 適合に必要な提出資料のレビューを行います
- ◇ 適合登録システムへの登録：UL のパートナーである現地代理人によって適合登録を行います

問い合わせ先

Japan.ul.com

株式会社 UL Japan 環境部門 (担当：牧田)

T: 03-5293-6200

E-mail: Mika.Makita@ul.com